

令和8年度 妙高市

雪国妙高住まいの克雪対策推進事業

雪下ろしに伴う身体的・経済的負担の軽減や事故防止を目的に、
新築住宅や既存住宅を融雪式・落雪式・耐雪式にする「克雪化工事」と、
命綱固定アンカーの設置などの「雪下ろし安全対策工事」に要する費用の
一部を補助します。



受付期間	令和8年5月11日(月)～令和8年12月11日(金) 土日祝日を除く8:30～17:15 ※先着順とし予算額に到達次第受付終了とします。	
受付場所	妙高市役所、妙高高原支所、妙高支所	
補助金額 限度額	克雪化工事	雪下ろし安全対策工事
	最大75万円 工事内容や条件により限度額等が変わります	最大10万円

克雪化工事の補助内容 が昨年度からの変更 になりました！	<ul style="list-style-type: none">・今年度から新築住宅の「克雪化工事」も対象になります。・補助対象工事費や補助率、補助限度額を見直しました。・申請書等様式が変更になっています。	
詳しくは	「克雪化工事」は2ページ～ 「雪下ろし安全対策工事」は4ページ	ご確認ください。
ご不明な点等ございましたら、お問い合わせ先までご連絡ください。		

☆ 手続きの流れ ☆

① 交付申請	「補助金交付申請書」他を市へ提出
② 交付決定	市の審査終了後、「交付決定通知書」が市から郵送されます。
③ 工事着手	「交付決定通知書」が届いたら工事に着手してください。 ・着手前・施工中・工事完了、使用材料が確認できる写真を撮影してください。 ※実績報告時に提出が求められます。 ・申請内容に変更が生じた場合は「変更申請書」の提出が必要になります。
④ 工事完了	工事が完了したら速やかに「実績報告書」を提出してください。 ※提出期限：令和9年1月29日(金)
⑤ 額の確定	「実績報告書」の審査終了後「額の確定通知書」及び「請求書（提出用紙）」が市から郵送されます。
⑥ 補助金 支払い	請求書に住所、氏名、口座番号等を記載していただき、市へ提出してください。提出後 30日以内に指定口座へ振り込みとなります。 ※提出期限：令和9年3月31日(水)

<お問合せ先>

妙高市 建設課 都市計画・建築グループ TEL 0255-74-0026 (直通)

<http://www.city.myoko.niigata.jp> 妙高市ホームページより申請書のダウンロードができます。



QRコードから
閲覧が可能です

1. 補助金の総額・受付期間

662万円

受付期間 令和 8年 5月11日(月)～
令和 8年12月11日(金)
※予算額に到達次第受付終了

2. 補助対象者

次のすべてに該当し、「妙高市家族と環境にやさしい住宅取得等支援事業」の補助金交付を受けない者

- 市内に住所を有する者又は市内に転居する意思を有する者
※市内に転居する意思を有する者は、定住する旨の誓約書が必要になります。
- 自己の居住の用に供する目的で、克雪住宅を新築する者又は雪下ろしが必要な既存住宅を克雪住宅に改築、改良する者
- 世帯員各々が市税等を滞納していない者

3. 補助対象住宅（以下のいずれかです。）

- 専用住宅又は併用住宅（延床面積の1/2以上を居住の用に供するもの）を新築（新たに建築された住宅の購入を含む）する場合で、屋根全面が下表のいずれかの要件を満たす住宅
- 雪下ろしが必要な既存の専用住宅又は併用住宅（延床面積の1/2以上を居住の用に供するもの）を改築、改良する場合で、屋根全面が下表のいずれかの要件を満たす住宅

表

融雪式	屋根に熱エネルギーの利用による融雪のための措置（地下水を利用する場合にあっては、その還元を行うことができるものに限る。）を講じ、積雪荷重に対し安全である住宅	
落雪式	屋根勾配を4/10以上とし、金属板等滑雪能力のある屋根材を使用し屋根雪を自然落雪させる住宅又は強制落雪装置を有した住宅で、落雪させた雪を敷地内で処理することができるもの	
耐雪式	以下に定める垂直積雪荷重に耐えることが構造計算書により確認できるもの	
	地域	垂直積雪量
	新井地域（南部地域を除く）	250cm
	新井南部地域、妙高高原地域、妙高地域	300cm
※積雪の単位荷重は積雪量1cm毎に1㎡につき29.4N以上とする。		

4. 対象工事費（消費税込み）

融雪式

- 屋根融雪装置のために要する全体工事費又は、雪下ろしが必要な住宅より増加する建築工事費
- 上記工事費の算出が困難な場合は延べ床面積に応じた額（下表参照）とする。

落雪式

次に掲げる工事費のうち、該当するものの合計

- 一般住宅（ガルバリウム鋼板屋根）と落雪式住宅（滑雪能力のあるステンレス鋼板、フッ素樹脂塗装鋼板等）との屋根材に係る工事費の差額
- 屋根勾配差（雪下ろしが必要な住宅の屋根勾配を1.5/10とし、建設する屋根勾配との差）による小屋組及び足場設置・撤去等の増加する金額
- 雪割りの設置費
- 落雪が敷地外に飛び出すのを防止するフェンスや壁の設置等に要する工事費
- 落雪した雪を消雪パイプ又は、融雪池を設置してボイラー等で加熱した温水で溶かす装置に要する全体工事費
- 既存の一般住宅屋根を落雪式の屋根に改良するために要する工事費

耐雪式

- 積雪荷重に対して安全な構造とするために、雪下ろしが必要な住宅を建てた場合より増加する建築工事費
- 上記工事費の算出が困難な場合は延べ床面積に応じた額（下表参照）とする。

表

床面積		額	床面積		額
㎡以上	㎡未満	千円	㎡以上	㎡未満	千円
～	5	0	70	75	1,371
5	10	98	75	80	1,469
10	15	196	80	85	1,568
15	20	294	85	90	1,666
20	25	391	90	95	1,763
25	30	490	95	100	1,862
30	35	589	100	105	1,959
35	40	686	105	110	2,057
40	45	791	110	115	2,155
45	50	881	115	120	2,253
50	55	979	120	125	2,351
55	60	1,078	125	130	2,448
60	65	1,174	130		2,500
65	70	1,274			

5. 補助金額・限度額

克雪方式	区分	補助金額	補助限度額	
			居住誘導区域外	居住誘導区域内
融雪式	一般世帯	対象工事費×0.264×2/3 (千円未満切捨)	44万円	64万円
	要援護世帯	対象工事費×0.264×5/6 (千円未満切捨)	55万円	75万円
耐雪式 落雪式	一般世帯	対象工事費×0.264×1/2 (千円未満切捨)	33万円	53万円
	要援護世帯	対象工事費×0.264×2/3 (千円未満切捨)	44万円	64万円

※要援護世帯とは世帯員全員の市民税が非課税かつ世帯員全員が満65歳以上等の条件を満足するもので申請書提出後の審査により決定します。
 ※居住誘導区域とは「妙高市立地適正化計画」で設定された居住を誘導する区域のことを言う。

6. 交付申請

次の書類を市へ提出してください。

- ① 補助金交付申請書
- ② 事業計画書
- ③ 案内図
- ④ 図面（平面図、立面図、屋根伏図等補助対象要件が確認できるもの）
- ⑤ 着工前の写真
- ⑥ その他要件により必要となる書類
 ※融雪式の場合：屋根融雪装置のカタログ
 ※落雪式の場合：筆界、落雪影響範囲を明示
 ※耐雪式の場合：構造計算書の写し
- ⑦ 見積書（対象工事費が確認できる見積書）

7. 実績報告（提出期限：1月29日(金)）

工事が完了したら次の書類を市へ提出してください。

- ① 実績報告書
- ② 収支決算書
- ③ 工事請負契約書の写し
- ④ 工事代金領収書の写し
- ⑤ 着手前、施工中及び完成後の写真
- ⑥ 材料が補助要件の場合、品質等が確認できるもの
- ⑦ 施工証明書

工事の完了確認は、実績報告書の書類審査により行いますが、市が必要と認める場合は、現地の確認検査を行います。

工事費用の精算後1カ月以内に提出願います。
 実績報告書提出期限：令和9年1月29日（金）

8. 補助金支払い

市から「額の確定通知書」及び「請求書用紙」をお送りします。
 請求書用紙に住所、氏名、捺印、口座番号等を記入していただき、市へ提出してください。
 提出後30日以内に補助金額が指定口座に振り込まれます。
 請求書提出期限：令和9年3月31日（水）

9. Q&A

- Q1 仮設足場は対象になりますか。
 A1 対象工事を行うために必要となる仮設足場は対象になります。ただし他の工事と兼用する場合は対象外となります。
- Q2 克雪住宅の補助対象外の部分を交付決定前に着手してよいですか。
 A2 改良の場合、住宅の克雪化と無関係部分であることが確認できれば着手可能です。
新築の場合、建て始めから克雪化に関係するため、交付決定前の着手はできません。
- Q3 住宅の下屋のみの克雪化は対象になりますか。
 A3 新築の場合、すべての屋根を克雪化することが要件になります。
 改良の場合、改良後にすべての屋根が克雪化されることが要件になります。すでに本屋が克雪化されていれば、下屋のみの克雪化も対象となりえます。

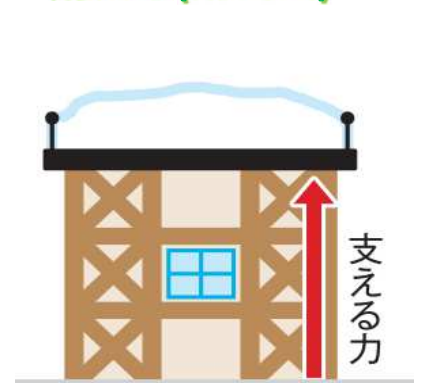
融かす(融雪式)



落とす(落雪式)



耐える(耐雪式)



1. 補助金の総額・受付期間

300万円

受付期間 令和 8年 5月11日(月)～
令和 8年 12月11日(金)

※予算額に到達次第受付終了

2. 補助対象者

次のすべてに該当する者

■市内に住所を有する者又は市内に転居する意思を有する者

※市内に転居する意思を有する者は、定住する旨の誓約書が必要になります。

■自己の居住の用に供する目的で、雪下ろしが必要な既存住宅又は付属屋（住宅と生活上不可欠な車庫、倉庫、物置等）に雪下ろし安全対策工事を行う者

■世帯員各々が市税等を滞納していない者

3. 補助対象住宅

雪下ろしが必要な既存住宅（専用住宅、併用住宅（延床面積の1/2以上を居住の用に供するもの））又は既存付属屋（住宅と生活上不可欠な車庫、倉庫、物置等）

4. 対象工事

■墜落制止用器具取付設備の設置工事

・墜落制止用器具を取り付けるために住宅等に固定された設備

■墜落防止柵の設置工事

・屋根からの墜落を防ぐために屋根の端部に固定された柵

■固定式昇降用ハシゴの設置工事

・屋根の上面へ昇降するために住宅等に固定されたハシゴ

※屋根雪下ろし作業時の安全性が確保されている場合に限る。

■ハシゴ昇降口の雪庇対策工事

・屋根の上面へ昇降する付近に設置する融雪設備
※移動式ハシゴを使用する場合はハシゴ固定金具の設置が必要)

5. 補助率・限度額

補助率：工事費の1/2

限度額：10万円

※千円未満の端数金額は、切り捨てとなります。

6. 交付申請

次の書類を市へ提出してください。

- ① 補助金交付申請書
- ② 事業計画書
- ③ 案内図
- ④ 図面（平面図、立面図、屋根伏図等取付位置や取付方法が確認できるもの）
- ⑤ 着工前の写真
- ⑥ 承認図等（使用する資材等を記載した図面）
- ⑦ 見積書

7. 実績報告（提出期限：1月29日(金)）

工事が完了したら次の書類を市へ提出してください。

- ① 実績報告書
- ② 収支決算書
- ③ 工事請負契約書の写し
- ④ 工事代金領収書の写し
- ⑤ 着手前、施工中及び完成後の写真
- ⑥ 施工証明書

工事の完了確認は、実績報告書の書類審査により行いますが、市が必要と認める場合は、現地の確認検査を行います。

工事費用の精算後1カ月以内に提出願います。
実績報告書提出期限：令和9年1月29日（金）

8. 補助金支払い

市から「額の確定通知書」及び「請求書用紙」をお送りします。

請求書用紙に住所、氏名、捺印、口座番号等を記入していただき、市へ提出してください。

提出後30日以内に補助金額が指定口座に振り込まれます。

請求書提出期限：令和9年3月31日（水）

9. Q & A

Q 1 住宅の下屋のみに墜落制止用器具を取付ける工事は対象になりますか。

A 1 本屋下屋共に雪下ろしが必要な場合、下屋のみの取付は対象外となります。

本屋と下屋のどちらかが克雪化されている場合、克雪化されていない方の屋根に取付ける工事は対象になります。

Q 2 空き家は対象ですか。

A 2 空き家は対象外です。

Q 3 克雪化されている住宅に雪下ろし安全対策を検討していますが対象になりますか。

A 3 克雪化されている住宅は雪下ろしが不要なため対象外です。